

学校いじめ防止基本方針

宮城県仙台第一高等学校

いじめ防止対策推進法（以下「法」という）の施行および同法に基づく国のいじめ防止基本方針、宮城県いじめ防止基本方針が策定されたことを受け、本校において学校いじめ防止基本方針を以下のように定めるものとする。

1. いじめ防止等に関する基本的な考え

いじめはいじめを受けた生徒の心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や心身に重大な危険を生じさせるものである。

本校は生徒の尊厳と生命・心身の安全を保持するため全教職員が一致協力するとともに、地域、家庭、関係機関と連携のもと「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成し、いじめの防止等（いじめの早期発見およびいじめの対処をいう。以下同じ）の対策をおこなう。

2. いじめ問題対策委員会の設置

いじめの防止等に関する措置を実効的におこなうため「いじめ問題対策委員会」を設置する。本委員会は学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正をおこない、加えて、いじめの相談・通報の窓口となりいじめの疑いに関する情報の収集と記録をおこなうなど、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割をになう。

3. いじめの防止等に関する取り組み

(1) いじめの防止

① いじめに対する共通理解

- 職員全員のいじめの問題に対する取り組みの徹底をはかるため、いじめの形態や特質、原因や背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議により共通理解をはかる。
- いじめの防止等に関する取り組み状況等についてチェックリストを作成して定期的な点検を実施し、その結果を共有するなどして共通理解をはかる。
- 学校や教職員は全校集会や学級活動などで日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成し、いじめ未然防止への意識を高める。

② 生徒指導の充実

- 生徒のコミュニケーション能力をはぐくみ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりをおこなう。
- 生徒指導の三機能（自己存在感、共感的な人間関係の育成、自己決定の場を与える）をいかして集団の一員としての自覚や自信をはぐくみ、互いを認めあえる人間関係・学校風土をつくることで生徒一人一人に自己有用感や自己肯定感をはぐくむ。

(2) いじめの早期発見

① いじめの認知

- いじめは気づきにくく判断しにくい形でおこなわれることが多いことをふまえ、日頃から生徒を見守り生徒との信頼関係の構築等に努める。生徒が示すささいな変化や危険信号をも見逃さないようアンテナを高く保ち、いじめを認知できるよう努める。

② 実態把握と情報共有

- いじめの実態把握のため以下の体制を整備し、いじめに関する情報を全職員で共有する。
 - 生徒への定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により生徒が日頃からいじめを訴えやすい体制を整備する。
 - 保護者面談の実施や保護者用チェックシートを積極的に活用し、家庭で気になった様子等について保護者が抵抗なく相談できる体制を整備する。

(3) いじめへの対処

① いじめの発見・通報を受けた時の対応

- いじめまたはいじめと認められる行為はその場でその行為を止める。
- いじめと疑われる行為には教員が早い段階から関わりを持つ。
- いじめの被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を最優先にする。
- 生徒または保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。
- 相談・発見・通報を受けた教員は「いじめ問題対策委員会」にただちにその情報を提供し、いじめであるかどうかの調査・判断を組織的におこなう。
- いじめの通報（法第23条）を受けた場合は事実の有無にかかわらずその事実確認の結果を県教育委員会に報告する。
- いじめであるかどうかの判断は表面的・形式的におこなうのではなく、いじめを受けた生徒の立場に立っておこなう。
- いじめの中には教育的配慮や被害者への配慮をしながら早期に警察に相談・通報のうえ、警察との連携が必要な場合がある。

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には早期に警察に相談をする。
 - いじめにより生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合にはただちに警察に通報する（「4. 重大事態への対処」に詳述）。
- ② いじめを受けた生徒またはその保護者への支援
- いじめを受けた生徒から事実関係の聴取をおこなう際は「あなたは悪くない」ということをはっきり伝え、自尊感情を高めることに留意する。
 - いじめを受けた生徒の保護者には迅速に事実関係を伝え、できる限り不安を除去する。
 - いじめを受けた生徒の保護者に対して、聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。
 - いじめが解決したと思われる場合でも継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。
- ③ いじめた生徒への指導またはその保護者への助言
- いじめた生徒の人格の成長に主眼を置き、いじめに至った背景等もふまえ自らの生活や行動等を反省させ、将来に希望や目標を持ち、より充実した学校生活を送れるよう配慮しながら毅然とした態度で指導する。
 - 多くの生徒が被害と加害の立場を入れ替わり経験するという調査結果をふまえ、加害生徒が相手側に意図せず心身の苦痛を感じさせてしまっている場合は、必ずしも厳しい指導をおこなうとは限らない。
 - 確認できた事実関係を迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得たうえで学校と保護者が連携して以後の対応を適切におこなえるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言をおこなう。
 - 傍観もいじめに加担する行為であることを理解させ、学級・部活動等の集団全体で話し合うなどしていじめを許容しない雰囲気形成されるよう指導をおこなう。
- ④ ネット上のいじめへの対応
- ネット上の不適切な書き込みについては被害拡大を避けるためにただちに削除する措置を取る。
 - 県教育委員会と連携してネット上のトラブルの早期発見に取り組む。
 - ネット上のいじめやトラブルを防止するためにも、情報手段を効果的に活用できる判断力や心構えを身に付けさせるための情報モラル教育を充実させる。
 - 保護者にネット上のいじめの問題についての理解を啓発するとともに、ネット被害未然防止のためにもフィルタリング機能の利用促進について理解を求める。

4. 重大事態への対処

(1) 事実関係を明確にするための調査

① 調査組織

- 「いじめ問題対策委員会」を母体として、法28条第1項にかかげる事態（以下「重大事態」という）の性質に応じて適切な専門家を加え組織的に調査をおこなう。
- 本調査によって全教職員は事実に向き合い、当該重大事態への対処や同種の事態の発生防止をはかる。
- 調査にあたっては県教育委員会の指導・支援のもと関係機関と適切に連携し対応にあたる。

② いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合

- いじめの被害生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。
- いじめを受けた生徒から十分聞き取るとともに、在籍生徒や教職員に対するアンケート調査や聞き取り調査をおこなう。
- アンケート調査によって当該事案の事実関係が広く明らかになることで被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

③ いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合

- 当該生徒や保護者の要望意見を迅速に聴取し、今後の調査について当該保護者と十分に協議して調査に着手する。

④ その他の留意事項

- 調査の結果、重大事案であると判断した場合においても未だ一部が解明されたに過ぎない場合があり得ることから、調査資料の再分析や必要に応じた再調査をおこなう（事実関係の全容が十分明確にされたと判断できる場合はその限りではない）。

(2) 調査結果の提供および報告

① いじめを受けた生徒およびその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- いじめを受けた生徒やその保護者に対して調査によって明らかになった事実関係（いつ、誰から、どのようにおこなわれたか、学校がどのように対応したか）について説明をし、適切な方法で経過報告をする。
- 情報提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど関係者の個人情報に十分配慮する。
- アンケート調査に記入された内容を、いじめを受けた生徒またはその保護者に提供する場合があることについては、調査実施前に調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。

② 調査結果の報告

- 調査結果については県教育委員会を通じて宮城県知事に報告をする。
- 上記①の説明の結果をふまえて、いじめを受けた生徒またはその保護者が希望する場合には、調査結果報告にいじめを受けた生徒またはその保護者の所見をまとめた文書を添えて宮城県知事に送付する。

5. その他の留意事項

(1) いじめ対策年間指導計画

学校基本方針に基づく取り組みや対策の年間計画を作成する。実施にあたっては必要に応じて保護者や地域住民などの参加をはかる。

(2) 組織的指導体制

いじめの問題への対応は校長を中心に全職員が一致協力態勢を確立し、一部の教職員が抱え込むことのないよう「いじめ問題対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。「いじめ問題対策委員会」に集められた情報は個別に記録し、情報の集約と共有化をはかる。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするためにも、日頃からこれらの対応のあり方についてすべての教職員で共通理解をはかる。

(3) 校内研修の充実

すべての教職員の共通理解をはかるため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施する。

(4) 学校評価と教員評価

学校評価においていじめの問題を取り扱うにあたっては、学校評価の目的をふまえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さずその実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分ふまえた目標の設定や、目標に対する具体的取り組みの状況を評価したうえで取り組みの改善を行う。

(5) 地域や家庭との連携

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対していじめの問題の重要性の認識を広げるとともに、保護者面談、家庭訪問や学校通信などを通じて地域や家庭との緊密な連携をはかる。

(附則)

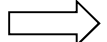
1. この学校基本方針は、平成26年4月1日から運用する。

【いじめ問題対策委員会】

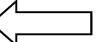
生徒の気になる情報（学校，家庭，地域からの情報など）



いじめアンケート



情報を得た学校関係者



スクールカウンセラー等からの情報

学級担任

生徒指導部長，養護教諭，学年主任，主幹教諭

教頭

校長



いじめ問題対策委員会

- (地域・関係機関等)
- ・ P T A
 - ・ 各警察署生活安全課
 - ・ 児童相談所
 - ・ 総合教育センター他
- (専門知識・経験を有する者)
- ・ スクールカウンセラー
 - ・ 民政児童委員
 - ・ 学識経験者

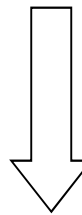
= 連 携

- (構成員)
- 校長，教頭，主幹教諭，生徒指導部長，生徒指導部担当教員，養護教諭，教育相談担当教員，スクールカウンセラー， P T A 会長， 他
- (役割)
- ・ 年間計画の作成，実行，検証，修正
 - ・ 情報収集と記録，情報共有
 - ・ 相談窓口，通報窓口
- (調査部会)
- ・ 実態把握，事実関係の聴取
 - ・ 問題の明確化
 - ・ 指導や支援体制の方針の決定
 - ・ 役割分担の決定

= 継 続 的 な 指 導 支 援

- (関係者への対応)
- ・ いじめを受けた生徒への対応
 - ・ いじめている生徒への対応
 - ・ 観衆・傍観者への対応
 - ・ 事案に関わっている保護者への対応
 - ・ P T A ・ 地域への対応
 - ・ マスコミへの対応

迅速な指導・支援



定期的な報告・連絡・相談
 通報及び重大事態発生の報告
 重大事態の調査結果の報告

県教育委員会

いじめ対策年間計画

■：教職員間の活動 ○：対生徒・保護者の活動

月	実施計画		留意点等
4	<ul style="list-style-type: none"> ■校内の情報交換、記録の引き継ぎ ■いじめ対策会議の設置 ○新学期の生徒の状況観察 ○学級開きにおける人間関係づくり ○面談による情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> 職員会議 HR活動 二者面談 	<ul style="list-style-type: none"> 新担当者への引き継ぎ 基本方針等の確認
5	<ul style="list-style-type: none"> ■校内研修「いじめ未然防止」 ○いじめ対策についての保護者への説明 	<ul style="list-style-type: none"> 職員会議等 P T A総会 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ問題への理解 学校の取り組みの周知
6	○定期アンケート実施	定期考査後	
7	<ul style="list-style-type: none"> ■校内の情報交換 ○面談による情報収集 ○「ネット被害未然防止対策講演会」 	<ul style="list-style-type: none"> 三者面談 1年) LHR 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者との情報共有
8	○長期休み明けの生徒の状況観察		
9	<ul style="list-style-type: none"> ■スクールカウンセラーによる研修会 ○定期アンケート実施 	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談研修会 定期考査後 	<ul style="list-style-type: none"> 相談技術を高める
10	<ul style="list-style-type: none"> ■校内の情報交換 ○学校評価（生徒・保護者アンケート） ○「命を大切に作る教室」 	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価 2年) LHR 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策の点検
11	<ul style="list-style-type: none"> ○社会的マナーについて ○定期アンケート実施 	<ul style="list-style-type: none"> LHR 定期考査後 	<ul style="list-style-type: none"> 生活・行動の振り返り
12	<ul style="list-style-type: none"> ■校内の情報交換 ○人権週間（人権意識の啓発） ○面談による情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> 二者・三者面談 	<ul style="list-style-type: none"> 人権感覚を高める
1	○長期休み明けの生徒の状況観察		
2	○定期アンケート実施	定期考査後	
3	<ul style="list-style-type: none"> ■校内の情報交換 ■記録の整理，引き継ぎ資料の作成 		<ul style="list-style-type: none"> 新担当者への引き継ぎ
通年	<ul style="list-style-type: none"> ○学校行事等を通じた人間関係づくり ○メンタルヘルス相談 ■いじめ・教育相談に係る研修会への参加 	<ul style="list-style-type: none"> 学校行事・LHR 教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> 自己有用感の育成 知識・理解を深める

※ 本校で定めている学校いじめ防止基本方針に基づいて、生徒の状況等を勘案し必要に応じて上記計画にある対策活動を行っている。

家庭でできるいじめチェックリスト（保護者用）

家庭で確認して心配な点があれば、学校まで遠慮なく相談して下さい。

	チ ャ ッ ク 項 目	大 丈 夫	心 配
服 装 等	靴や衣服の乱れ、破れが見られるようになる。		
	所持品がなくなったり、壊されたり落書きされている。		
	家庭から金品を持ち出している。		
	ナイフ等、危険なものを隠し持つようになる。		
言 動 等	風呂に入りたがらなくなる。		
	表情が暗い。		
	学校のことを聞くと嫌な顔をしたり無口になったり怒ったりする。		
	学校を休もうとしたりやめたいなどと言ったりする。		
	欠席、遅刻、早退が増える。		
	登校時間になると頭痛・腹痛・吐き気等を訴え、登校を渋る。		
	帰宅時間が早くなったり遅くなったりする。		
	急激に成績が下がる。		
	親しい友だちが遊びに来なくなり、連絡がなくなる。		
	今までと違う友だちと付き合うようになる。		
	部屋に閉じこもりがちになり、家族と話をしたがるなくなる。		
	言葉遣いが乱暴になり、情緒が不安定になる。		
	何に対しても投げやりで集中が続かない。		
	お金の要求が増える。		
非行行動（万引き等）が急に見られる。			
自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。			
身 体 健 康	身体にあざがある。		
	よくけがをしている。		
	最近食欲がない。		
	夜眠れないことが増えているようだ。		
そ の 他	普段の生活を観察していて、不安な点心配な点を記入して下さい。		